

(3) 東金市史収集内田家文書

(a) 所沢市潮家文書

【史料 87】東金五郷村高書上手帳

宝曆四（一七五四）年

（竖冊・表紙）

宝曆四歳	紙数
手帳	十七枚
戌八月吉日	

東金五郷	東金町	高八百四拾六石六斗	田中村高辻	名主	茂左衛門
高七百七拾六石四斗貳合	名主	高三百四拾石貳斗五升	大豆谷村	名主	五左衛門
板倉内膳正領分	同	大沢主膳知行所	高八百四拾石七石八升	名主	勘左衛門
高千四百六拾五石三升貳合	台方村高辻	高九拾石三斗	榊原左衛門知行所	同村	名主
内		川口茂左衛門知行所	高百六拾七石八升	同村	名主
高九百五拾石五斗五升八合	名主	高百四拾石八斗貳升	高九拾石三斗	同村	名主
松平備後守知行所	半右衛門	寛 勘七知行所	高百八石壹斗五升	同村	名主
高貳百三拾三石三升九合	同村	権田吉兵衛知行所	高三百拾八石九斗五升四合	山田村高辻	名主
三田宇右衛門知行所	名主	青木与右衛門知行所	男蛇池水下九ヶ村高之覚	同	内匠
高百四拾石壹斗三升五合	喜兵衛	一高千五百八拾五石	山口村高辻	同	九兵衛

内

高九百五拾五石五升六合七夕

松平權之助知行所

名主 半右衛門

高貳百三拾三石三斗九合九夕

三田宇右衛門知行所

名主 喜兵衛

高百四拾壹石壹斗六升貳合五夕

大橋五左衛門知行所

名主 茂左衛門

高百四拾石九斗九升三合五夕

河野松庵知行所

名主 次郎左衛門

高貳百七拾壹石五升

大豆谷村

内

高百五拾五石五升

筑紫宇兵衛知行所

名主 甚左衛門

高拾六石

田部伊織知行所

名主 同人

ノ村高七千六百三石貳合四夕

福俵樋之覺

福俵江水取ル樋ふせ申定事

一とひ内のりの之義ハ先々のことく事

一といかふばい壺間ニ付四分ツ、貳間半之末ニ而壺寸さかり相定申候事

一とひ内のりの上面方水貳寸五分上り候よふニふせ申事

一とひ長サ

壺丈五尺

一同 深サ

内法ニ而四寸八分

一同 幅

内法ニ而六寸八分

一かふばい

壺間ニ付四分下り

一ふり

六尺八寸

寛永十八年己卯（辛巳）月七日ニ定

寛保元年辛酉七月廿六日ニ掛替

東金町之内

一御殿表御門先ニ橋壺ヶ所長サ貳間

よこ壺間半也

同三枚橋ニ壺ヶ所 右同断也

新宿廻戸橋壺ヶ所 右同断

田間村境ニ壺ヶ所 右同断

切通之橋壺ヶ所長サ横壺間半也

田間村石切橋長サ三間横壺間半也

筋違橋横貳間長サ三間半也

辻堂橋長サ七尺横九尺

土井しり橋右同断

北門橋長サ貳間横九尺

樋口橋長サ九尺横六尺

花立橋長九尺横九尺

一御殿御屋敷前之大溜池長サ百廿間横九拾間此樋長サ三間半壺尺三

寸四方之箱樋下津屋敷之脇ニ溜池上之此樋長サ六間廻り五尺えく
りとひ二而水門有

一いづミ関長サ百三拾七間横拾六間此樋水門

一松之郷之内ニ岩河と申溜池有、長サ九拾間横拾七間此樋壺ツ長サ
式間半廻り五尺くりとひ水門也

同下溜池長サ五拾式間横拾六間此樋式ツ内壺ヶ所ハ長サ三間廻り
五尺、壺ヶ所ハ長サ式間半廻五尺くりとひ水門

右之樋破損申刻ハ御林松山ニ而松木御殿様ハ被下釘かすがい大工
木引之手間田間村辺田田方村にて遣り可申候

一町四ヶ所之橋并横五尺長七尺升のなけ渡し之小橋数ヶ所、是また
破損之刻ハ御林ニて御材木被下候よふニ大工木引又ハ釘かすかい
之入用所ニ而遣可申候

一石切橋破損之刻材木先規方田間村江御地頭様方申請来り候、其外
入用者道庭村菱沼村二又村前之内村田間村ニ而寄合出シ可申候

一田間村上行寺屋敷辺田田方村嶺根寺屋敷并外屋敷并本漸寺分き屋敷
古方除地ニ候

一二又村春日大明神田田方壺反余除御座候由

一男蛇関と申溜池御座候、此溜池水下山口村田中村大豆谷むら福俵
村台方村部田方村川場村堀上村押堀村高畑村右拾ヶ村ニ而高七千
石余にて御座候

此村々水引部田田方村右之水下ニ御座候、此関樋破損申候刻仕直し
候へハ御入用殿様より被下来候、村高多少ニよらす水当分ニ引来
り申候、入用も当分ニ遣申候、其刻ニ罷出申候人足江も御扶持方

被下候よし

東金町長サ

上宿町 五丁

新宿町 三丁四十間

岩崎町 式丁三拾間

田間新町 五拾八間

高七百七拾五石四斗式合

内

高四百九拾八石五斗三合

東金御成

権現様「寛文十一年方」慶長十九年甲寅正月九日九日七日御逗留

延享三丙寅年迄百三十年

元和元年乙卯十一月十五日江戸御発駕十七日

東金江御成丸日御逗留

台徳院様 元和四戊午年十一月末

大猷院様御代 十三年之間七度

寛永十三年丙子年

(裏表紙)

「東金丁

内田太郎兵衛」

(目録番号 No. 9)

【史料 88】草札一札 享保八（一七二三）年五月

（目録番号 No. 4）

証文之事

一 今廿八日草札御借り申草苅ニ遣申候処ニ馬あたけ申候而馬方けられ申候而札われ申候ニ付迷惑仕、右之段御願申候得者当分御預り被成忝奉存候、此以後御引替之節野元方滞り御座候ハ、如何様之義ニ而我等引請貴様御苦勞ニ懸申間敷候、為後日一札仍而如件
享保八年卯ノ五月廿八日 願人 三郎兵衛 ㊦

庄屋清三郎殿

（目録番号 No. 2）

【史料 89】草札一札 享保十二（一七二七）年三月

請取申小間子野草札之事

一 草札拾九枚 東金町
右之通草札永錢壹貫九百文慥ニ受取右札と引替申候、来ル申ノ三月迄用候而年替りニ御引替可被成候、以上
享保十二年未三月晦日 年番植草村

四郎右衛門 ㊦

立合上布田村

七郎右衛門 ㊦

東金町 壺右衛門殿
同 清三郎 殿

【史料 90】出火ニ付一札 享保九（一七二四）年五月

指上申一札之事

一新宿町之内廻戸ニ長三郎と申者表式間裏行五軒之家昨廿三日夜八ツ時出火少々焼ぬけ申候ニ付所之者共早束立合消申候ニ付家茂御見分被為遊候通り少々義ニ御座候、拙者共立合隣家共ニ吟味仕候得者別而紛敷儀無御座小家故壁岸ニ竈御座候而夫方屋ね江もへ上り申候ニ紛無御座候、右長三郎と申者手前屋敷ニ而少々之御百性相勤申候、長三郎義西福寺旦那而早束入寺仕候、拙者共吟味仕候通相違無御座候ニ付以口上書申上候、以上

新宿町組頭 甚兵衛 ㊦

享保九年辰五月廿四日 同 太郎兵衛 ㊦

同 与十郎 ㊦

同 太兵衛 ㊦

庄屋 清三郎 ㊦

御代官様

（目録番号 No. 3）

【史料 91】出火二付一札

享保十七（一七三二）年一月

三九郎五人組口上書

一当正月十九日夜四ツ半時三九郎雪隠方出火仕候、尤早速近所之者共かけ付もみ消シ申候、然共出火之様子御尋被成候、いろりのはひを雪隠江こやしニ入置申候、其日七ツ過ニ又々はひヲ取入申候、其はひニ火茂有之候かと奉存候、三九郎義日頃身持茂悪敷無御座人方遺趣遺恨請可申風俗之者ニ茂無御座候、勿論あ屋敷者茂見江不申候得者物取之様ニ茂不奉存候、少々火之あかり見江申候者雪隠之きわニ□屋指置申候、夫江ほこり候故あかりも仕候、□外少茂相違成義ハ無御座候、以上

三九郎五人組

治郎右衛門	⑩
長十郎	⑩
吉兵衛	⑩
伝七郎	⑩
金助	⑩
久助	⑩

享保十七年子正月廿一日

内田 弥次馬様
大内谷右衛門様

（目録番号
No. 5）

【史料 92】出火二付一札

享保十七（一七三二）年一月

口上之覚

一当正月十九日夜四ツ半時岩谷三九郎雪隠方出火仕近所之者共早速もみけし申候、出火之様子詮議仕三九郎口書并五人組村之内之面々申口承吟味仕候、口上書之通手あやまちニ紛無御座候、不屈之義者不及申上候、三九郎義出火之已刻西福寺江入寺仕寺方出寺之願節々申来候、火茂ほこり茂不仕殊ニ西福寺御訴訟之□ニ御座候得者御免被下成候ハ、出寺為申度奉存候、御慈悲ヲ奉願候、以上

肝煎

清五郎	⑩
彦右衛門	⑩
茂右衛門	⑩
平六	⑩
弥五兵衛	⑩
平兵衛	⑩
甚右衛門	⑩
壺右衛門	⑩

享保十七年子正月廿七日

御代官様

（目録番号
No. 6）

【史料 93】出火二付一札 享保十九（一七三四）年十二月

指上申一札之事

一去ル八日之夜九ツ過拙者雪隠より火も多し出申候処へ近所之者早束見付欠ヶ集もみ消申候故大火ニ罷成不申於拙者ニ難有奉存候、其節各々様御見分被遊候通拙者義糶商売仕萱木杯沢山焚申候故八日之暮之灰ヲ取申候間、是方火残も多立申候哉と奉存候段々願御吟味驚入本漸寺江入寺仕候処ニ時分柄と申本漸寺之御苦勞御察被遊被下入寺之儀も御赦免被下難有奉存候、以来ハ随分念之入灰杯取申候共跡方拙者相改申様ニ仕少茂粗略成ル義仕間敷候、万一此上粗略成ル義仕出候ハ、如何様ニ御詮義之上被仰付候共毛頭御恨奉存間敷候、勿論粹義も只今迄ハ其通ニ仕罷在候得共此上随分指図仕庭心ニ相勤候様ニ急度可申附候、万一拙者申付候儀相背我僣仕候ハ、早束各様江申上勘当仕押払可申と奉存候、此上之儀万端心ヲ付粗略無御座候様ニ相勤可申上候、為後日仍而如件

上宿町

火元	権兵衛	㊟
同 伴	半三郎	㊟
五人組	久兵衛	㊟
同	喜右衛門	㊟
同	市太郎	㊟
同	四郎左衛門	㊟
同	平次左衛門	㊟
内田弥次馬	殿	

大内善右衛門殿

同 甚左衛門

(目録番号 No. 7)

【史料 94】御用捨米二付覚 安政六（一八五九）年十一月

覚

一米貳百俵

右者当未年田方両度之風災ニ而不熟之趣御手当米願ニ付書面之通御用捨引被仰付候間、無高下可令割符もの也

安政六己未年十一年 富田 善平

東金

上宿町

新宿町

名主

組頭中

(目録番号 No. 11)

【史料 95】関東御取締御出役道案内人ニ付願

安政七（一八六〇）年一月

乍恐以書付奉申上候

御領分東金町役人共一同奉申上候、関東御取締御出役道案内之義当組合三拾二村内ニ而是

迄者今泉村勘三郎清名幸谷村僖平次と申者御用相勤罷在候処、右勘三郎義者当時江戸住居罷在、僖平次義者一昨年中病死仕其後御用相勤候者無御座、然処御取締御出役方追々御廻村被為在寄場東金町ニ而道案内無之御用御差支ニ相成候ニ付、道案内相立候迄者役人共ニ而右心得ヲ以盜賊召捕或者囚人送り迎等迄相勤候様被申渡甚以当惑至極ニ付御百姓之内実成者差出度奉存候処、上宿町百姓与左衛門新宿町同甚吉方内願有之ニ付承り糺候処、悪事江携候もの二者無御座候ニ付、右兩人江申付度奉存候、尤も給金之義者組合村々々差出候義ニ而当御領分内ニ差障二者相成不申、尚此上身分律儀ニ相勤候様可申付候ニ付此段御聞届被下置度一同奉願上候、以上

新宿町

役人代 金右衛門

安政七庚申年

正月

組頭見習 弥五郎

同 彦右衛門

組頭 勘左衛門

同 庄藏

同 茂左衛門

同 弥三郎

名主 内田政四郎

上宿町

組頭 伝右衛門

【史料 96】 関東御取締御出役廻状

酉年

同 茂右衛門
同 太郎左衛門
同 嘉平次
同 平左衛門
同 嘉左衛門
同 惣右衛門
名主 石橋三左衛門
(目録番号 No. 12)

(包紙)

「御取締御出役様方御書付在中

刻付

廻状 東金町

御用向 田間村始

二月七日未ノ上刻

刻付以廻状得貴意候、今般関東御取締御出役様方被仰出候御触御書付組合村々江令廻達候間、早々写取継送候様御取計可然、此状留り名主政四郎方へ御返却可被成候、以上

関東御取締御出役様方

御廻状写

此頃近在所々江浪人又者無宿体之者共徘徊いたし無心ケ間鋪事共申掛ケ及不法候者も有之哉ニ相聞不届之事ニ候、向後右体之もの共立廻り候ハ、聊無用捨捕押置早々可被申聞候、尤手ニ余り候義も候ハ、打捨候而も不苦候、時宜ニ寄鉄鉋等相用候而も不苦候間、隣領之面々へも申合置其次第二寄候而者相互ニ加勢さし出候様可被致候一小身之面々知行所之義者、捕押方等不行届之儀可有之候間、最寄万石已上諸家陣屋等へ註進いたし、右註進次第面々居城陣屋等へ召捕人数差出前同様取計候様兼而手筈可被申付置候

一御領所并寺社領取締向之儀者最寄領主之面々心附候様可被致候

右之趣関八州御料私領寺社領共不洩様早々可被相触候

二月

別紙之通今般御触出候ニ付御取締組合ニ而茂右触之趣厚可被相心得候、浪人其外無宿体之ものとも立廻り候場所二者当出役共追々廻村之上尚取締方可申渡条其旨相心得、此段組合村々江も早々可被及通達候、此廻状刻付を以早々順達留り方太田源助吉田僖平次方へ可被相返候、以上

二月四日

関東御取締出役

加茂始	横芝	屋形	富田	成東
埴谷	極楽寺	東金	片貝	大網
土気	本納	関	高根本郷	岩沼村
一ツ松		一之宮本郷		

右寄場役人

大小惣代中

前書之通御触書廻達御写し取且御手配り可然候、早々順達ニ相成候様是又御取計可被下候、以上

酉二月七日

東金町

未上刻出ス

名主	平左衛門	印
同	政四郎	印
大惣代	弥左衛門	印

田間村 印

松之郷村 印

道庭村 印

家之子村 印

姫しま村 印

求名村 印

菱沼村 印

前之内村 印

二又村 印

北之幸谷村 印

右村々

御名主衆中

追而村下名主印形被成順能継送り候様御取計可被成候

(目録番号 No. 13)

候、已上

申九月十七日

関東御取締出役

石井鐘之助 印

【史料 97】 関東御取締御出役廻状

申九月

東金町

役人中

(封筒) (表)

加茂村廻り先

(目録番号 No. 14)

東金町

関東御取締出役

役人中

石井鐘之助

急御用 申九月十七日

辰上刻 封印

(裏)

早々継立可被相届候、已上

先々役人中

覚

一囚人山駕 沓挺

右者茂原村方其町方相廻し候筈ニ付沓挺者残し置書面沓挺宿村継を以早々加茂村相廻り候様御取計可被成候、追而此書付可被相返

(b) 東金市関岡帝一家文書

【史料 98】 実川長右衛門書簡

未不貴意得候得とも

一筆致啓上候、先以

御清栄ニ可被成御座と

珍重奉存候

江戸小網町中田小四郎殿江

当村御地頭御役人中より

御渡金御座候ニ付当村

と貴公様江相届ケ其上

貴公様と小四郎殿方江

御渡被下度旨役人中

被仰候ニ付別紙之通金子

此ものとも江遣し申候間御受

取被下右小四郎殿江御届ケ

被成可被下候、右御頼申上度如

斯ニ御座候、恐惶謹言

実川長右衛門 印

十一月晦日

内田弥次馬様

【史料 99】 本漸寺書簡

(前欠)

殿「 御安泰」 「

被為□候半奉恭喜候、随而

貴丈御□□愈御清康御見送り

被成候半御同悦之至ニ存候、然者

盆前と大雨降り続候ニ付、去ル十六日

拙寺本堂之後通り峠崩れ

暮場八分通り峠ニ押し出され

并本堂六七間押出され申候

其上椎木之大木只今ハ不相知

若しもくずれかゝり候得ハ本堂も

不相叶打潰され申候、今既ニ危キ

様子ニ相見ヘ扱々難渋之至ニ御座候

又々翌十七日客殿表通り

峠崩レニ而新客殿即時ニ打潰され

「 随而鐘楼堂帳場木小屋

「 申候、庫裏ハ老間程

表の方へ押シ寄せられ候て者

三分一程之痛ニ相見ヘ申候、偕々

古今未曾有之大変難渋之至

御推察被下度候、就中新客殿

(目録番号

No. 1)

潰され候段不思外之至

外実共二扱々氣之毒千万不過之

存候、委曲御帰国御面談之上

可申述候、草々恐惶謹言

本漸寺

内田弥次馬殿

(目録番号
No. 2)

【史料100】 青山金四郎書簡

(前欠)

「」候得共御家内様御揃

□御安全珍重御事御座候

貴様御不快今程ハ御快氣と

存候、先達而ハ罷越不相替

御世話殊ニ御不快中ニて

別而御氣六ヶ敷所御遠慮

不申御心安任セ度々罷越

長座いたし乍去御心安

ゆへ何とも存不申御立服

可被下候、扱又此度之御用談

之義別而御取持ニて六ヶ敷

候義共流柄能御談被下仁右衛門始

拙者おゐて如何計大慶

いたし罷帰仁右衛門殿方上へも

被申上候処甚御満足思召候

畢竟取持ゆへ

御世話ゆへ此度仕法も相立安堵

いたし小四郎殿も和泉様

御目通も被仰付御役服も

被下殊外難有奉存候、誠

皆様之御願ゆへと噂申事ニ

御座候、此義能々御礼申進呉候様

相願申候、誠以本望之至御座候

扱又出立之砌ハ御錢別被下

逗留まゝ御世話も之別而

忝存候、右御礼申進度如此

御座候、猶期後音時候、恐惶謹言

青山金四郎

十月廿五日 高啓(花押)

内田弥次馬様

人々御中

追啓、次第寒相募候間

御加養專一存候、御家内様へも

宜御心得可被下候、扱又小安氏へ

御出会之節貴様方ニて之

長座御談御老人之御事別而
御太義無理成御事共御頼申入
扱々不本意之至無申計
次第御座候、呉々も宜御断厚
御頼申候、万々重便可得御意候、以上

(目録番号
No. 3)

【史料101】 日賑書簡

(前欠)

「」存候、然者本
漸寺住持に本法寺永昌院
御望之由数度者御内通
故種々工夫をめぐらし
弥々本漸寺へ当り番ニ拵
付候、且又永昌院方へ先達
而御召之趣可申入候所是
茂諸御出世被望本法寺ニ而
「」なこり可申覚悟之段
物語致候故色々異見
を加へ義理つめニ□よふ
く為致得心候、依之品
川勢国寺へも今日御問合之

飛脚遣候、暹師之古跡故
定而静師茂悦に可被思召候
江戸飛脚帰り次第第二永昌
院江可申付候、兼而左様

「」市右衛門殿田間庄作
殿「」嶺根寺隠居へ伝

「」有之候得者即刻右
之段為御知尚又拙老方々
も宜鋪御伝へ頼入段御咄
可被下候、右之一件者大密

「」二而ひそかに
御漸被成必広く御沙汰
被成「」候、最早年中
余日無之目出度来陽
得御意万緒可申述候、不整
御酬

□月十四日

日賑

内田弥治馬様

(目録番号
No. 4)

付、史料の解説

はじめに

東金地域（東金、田間、二又）約三千石が板倉重昌（島原の乱で討死）を始祖とする名門板倉氏の所領となったのは二代目板倉重矩内膳正が下野烏山藩主の寛文十二（一六七二）年であった（一説には寛文十一年）。その後、四代重寛甲斐守のとき元禄十五（一七〇二）年に念願の城付大名となり福島藩主となった。これ以後、維新の明治二（一八六九）年十二代勝達まで百六十年間福島藩となり東金は、その分領として板倉氏の支配下に置かれることになった。その歴代藩主は次の通りである。

始祖	2代	3代	4代	5代	6代
板倉重昌	重矩	重種	重寛	重泰	勝里
(烏山藩) (坂木藩) (福島藩初代) 2代 3代					
7代	8代	9代	10代	11代	12代
勝承	勝任	勝行	勝矩	勝長	勝俊
4代	5代	6代	7代	8代	9代
13代	14代	15代			
勝頭	勝尚	勝達			
10代	11代	12代			

このように藩主が目まぐるしく変り、治政も安定しなかった。加えて天明の飢饉や百姓一揆、福島城下の度々の火災などにより慢性的な財政難に苦しめられた。そのような財政難は結局、内田氏など御用商人に依頼することになったようだ。

なお、最後の藩主板倉勝達は明治二年、愛知県の重原藩（知立市）に移封となり、東金との縁は切れた。明治四年の廃藩置県により、藩主としての地位は失ったが子爵として貴族院議員となっている。その子勝憲も子爵となり貴族院議員となっている。また、勝憲の次女光子（明治38年生）は鳴浜村本須賀の行木弥三郎（旧姓海保、県会議員）の長男哲（明治31年生）と結婚している。

(1) 神明家収蔵内田家文書

A 御用日記・御用留

ここに紹介する史料は福島藩と御用商人、町名主としての内田家との接渉を示す史料である。一部、結城藩との接渉を示す史料も含まれている。福島藩の藩政史料は多くはなく、「福島県史」や「福島市史」にも余り採録されていない。ここに紹介する史料は藩重役と内田家との書簡の往復など間接的ながら、福島藩政の一端をうかがう史料ともなろう。

「史料1 御用日記」は福島藩第三代藩主板倉勝里時代のものである。勝里は享保三（一七一八）年、家督相続をしているが、幼年

(十三才)であつたため政治は初代の養祖父重寛が大殿として実権をもつていた。享保六年、重寛が死去してから実質的藩主となるが、この頃から福島藩の財政難は深刻となった。享保九年には城代松原十郎右衛門が儉約令や人事削減策などを施行している。

「史料2 御用日記」→「史料7 日記」は全て第四代藩主板倉勝承時代のものである。勝承は寛保三(一七三八)年父勝里の遺領を相続して藩主となるが、まだ九才の幼君であつたので城代松原十郎右衛門克昌が補佐した。この時期、福島藩の財政難は深刻となり、百姓一揆の多発や延享二(一七四五)年には「福島三万石騒動」と呼ばれる打ちこわしが起るなど多難な時代であつた。勝承はこれらの史料の宝暦年間には二年、六年、十一年と三度大坂加番を勤めている。内田家は内田太郎兵衛正次が享保二〇(一七三五)年から二九年間続いて東金町名主を勤めている。なお、この一連の「御用日記」により、宝暦年間の東金代官は大月猶右衛門であつたと推測される。因みに『東金市史』(通史篇)には明和年間以降の東金代官が記録されている。

「史料8 日記」は第八代藩主板倉勝長時代のものである。その前三代はいずれも短命藩主であり、勝長は安永五(一七七六)年十六才で父勝矩の遺領を継承した。これ以後、文化十二(一八一五)年まで三十九年間に及び、福島藩としては珍しい長期政権であつた。しかし、この時期は冷害による天明の飢饉などが蔓延し、藩財政も最も厳しい時代であつた。天明六(一七八六)年と寛政二(一七九〇)年には村替嘆願書を出すほどであつた。その結果、三河刈谷藩

領一万石余と福島藩領との村替が実現した。

B 福島藩東金領の支配

内田家は御用商人であると共に杉谷家・北村家と並ぶ町名主として在地支配にも深く係つていた。杉谷直道「東金誌」(『東金市史』第一巻)によると内田家が町名主を勤めた時期は次の通りであつた。

内田清三郎	正徳二(一七一二)	→享保二〇(一七三五)
内田次郎兵衛	享保二〇(一七三五)	→宝暦十三(一七六三)
内田政四郎	安政六(一八五九)	→文久一(一八六一)

1 年貢割付、皆済目録

「史料9 田間村御物成勘定目録」→「史料15 東金御領分御物成請目録」は福島藩東金分領の東金町、田間村、二又村三ヶ村の年貢関係の文書である。大部分は内田家が町名主時代のものであるが、この時期の年貢関係文書はあまり残っていないようである。

2 その他の諸負担

「史料16 日光御社参二付覚」→「史料21 代官富田善平借用証文」は日光社参や国役金など幕府からの負担と共に東金代官からの負担であり代官山寺吉右衛門や富田善平の名も見られる。特に「史料21」は名代官とされた富田善平が慶応元(一八六五)年、任期を終えて福島に帰藩するときのものである。

3 御触書、廻状

「史料²² 御巡見ニ付先触」「史料²³ 御巡見ニ付触書」は、将軍代替りごとに各地に派遣されて政情、民情視察の巡見使に関するものである。この宝暦十（一七六〇）年の巡見使は九代将軍徳川家治の治世の始まりのときのものである。「史料²⁵ 関東取締出役廻状」く「史料³³ 囚人預りニ付廻状」は、文化二（一八〇五）年、幕末の治安維持のために設置された「八州廻り」ともいわれた関東取締出役から出されたものであり、幕末の治安の乱れを示している。関東取締役設置に依じて、在地では文政一〇（一八二七）には関東全域に四〇く五〇ヶ村を目安に組合村を組織させ、その中心を寄場村と称したが、東金は寄場村であった。この地方でも文久三（一八六三）年十二月には真忠組事件が勃発したおり、治安の乱れをよく示している。

4 内田家と福島藩

内田家は福島藩の御用達であり、名字帯刀を許され五人扶持を給されていた。「史料³⁴ 内田家財産勘定」は内田家の資産状況と福島藩その他の大名との貸借などを示している。各時期のものがあるが、ここでは比較的古い寛保三（一七四三）年のものを紹介した。「史料³⁵ 名主役御免ニ付願書」く「史料⁴⁰ 遊閑五人扶持請書」は内田家に関する福島藩の辞令や願書を紹介した。

C 大名、旗本の財政

1 福島藩

江戸時代中期以降、幕府をはじめ大名、旗本など武士階級の財政難は深刻であった。特に東北福島藩では度々の飢饉などにより一層厳しかった。寛政二（一七九〇）年には家老内藤八郎右衛門が「城知返上」の嘆願書を出すると云う前代未聞のことも起っている。「史料⁴¹ 御勝手向賄ニ付口上書」く「史料⁵⁰ 御賄御用申付」は、そのような福島藩と内田家の財政問題をめぐる関係を示しており、家老松原十郎右衛門を始めとする藩重役連名の証文類である。

2 結城藩

結城藩（茨城県結城市）は成東周辺に分領を領有しており、現東金市域の家子村道庭村もその分領であった。内田家は、この結城藩とも財政関係を保持しており、「史料⁵¹ 先納金証文」く「史料⁵⁵ 勝手向見届ニ付覚」は結城藩主水野日向守の重臣島田十郎右衛門らと内田氏の財政貸借を示している。

3 佐倉藩

東金地域は福島藩分領となる以前の江戸時代前期、佐倉藩の所領であり、関係も深かった。内田家とも、それ以来の因縁かもしれないが「史料⁵⁶ 佐倉御用金之覚」く「史料⁶⁰ 用立金返済ニ付覚」は、佐倉藩御用金についての文書である。

4 紀州藩、尾州藩

九十九里地方は江戸時代購入肥料としての干鰯生産の中心地であり、関西地方との取引が盛んであった。内田家も江戸時代後期には干鰯取引に参入した。「史料61 紀州様領分干鰯取引二付対談書」～「史料65 尾州御下屋敷役人名前書上」は関西の紀州藩尾州藩との干鰯取引を示す史料である。なお、内田家の関西との干鰯取引については、次に紹介する。「茂原市東条家収蔵内田家文書」のなかにもある、そのうち天保六年の「干鰯・鰯粕取引につき内田弥治馬御用留」（目録NO19）が『千葉県歴史資料編近世4』（平成十四年、千葉県）に採録されているので参照されたい。

5 旗本領

内田家は東金近辺の旗本領の財政問題にも係っており、「史料66 地頭所賄二付証文」～「史料76 扶持米二付覚」は、そのような旗本真田氏や権太氏の財政史料である。真田氏は経田村九十根村（大網白里市）や法目村（茂原市）に所領をもつ旗本であり、権太氏も本須賀村小松村（以上山武市）田中村（東金市）などに八〇〇石余の所領をもつ旗本であった。

D 維新と東金

明治維新により明治二年福島藩板倉氏は重原藩（愛知県）に移封となり、東金地方は新政府の支配下に入り宮谷県の統括下に入った。「史料77 殿様餞別金外請書」は移封にあたっての餞別請書であり、「史料78 東金町頭取廻状」「史料79 宮谷県回章」は大網宮谷本

国寺に置かれた宮谷県庁からの通知である。

（2） 茂原市東条家収蔵内田家文書

茂原市八幡の東条家は江戸時代代々の名主であり、明治期の当主東条彰は衆議院議員ともなっている。その長女貞子が東金の内田家治之助の長男寛に嫁いでいる。これらの文書は、その関係で内田家が寛の時期、東金から移住するときに貞子の実家茂原市八幡原の東条家に依託したものと推測される。なお、今回内田家文書が大量に見された茂原市蓑輪の神明家とは約一キロ位の隣村である。神明（内田）道子は寛の妹である。

紹介の一連の史料は「史料80 殿様御用金高」「史料81 殿様御用金控帳」をはじめ福島藩の財政問題を示す史料は多く、神明家収蔵内田家文書と同類の文書と思われるので、対照して参考史料として貰いたい。

（3） 東金市史収集内田家文書

（a） 所沢市潮家文書

潮（内田）治子は内田寛の長女であり、神明道子は叔母にあたる。神明家収蔵内田家文書のなかには潮治子関係の手紙も含まれており、この文書も神明家収蔵文書と深く関係していると思われる。史料は「史料87 東金五郷村高書上手帳」のように村方の基本台帳と共に「史料90 出火二付一札」や「史料96・97 関東御取締御出役廻状」のような社会状況を示す興味深い史料もある。

(b) 東金市関岡帝一家文書

関岡家は東金市新宿の内田家隣家にあり関岡帝一は俳諧研究など郷土史家としても知られており、近代の内田家を実見している人であった。紹介の史料は内田家の菩提寺本漸寺からの書簡など旧内田家文書と思われる四点を紹介した。